

平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 F r i n g e 8 1 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 田 中 弦  
(コード番号：6550 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 川 崎 隆 史  
( TEL. 03-6869-6681)

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、下記のとおり当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の当社第 6 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

会社法第 236 条、第 238 条並びに第 239 条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役及び監査役に割り当てる新株予約権については、取締役及び監査役に対する金銭でない報酬等に該当するものとして、ストックオプション報酬として発行する新株予約権の額を、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正な価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額とすることにつき併せてご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役及び監査役の報酬額は、取締役については平成 28 年 6 月 15 日開催の第 4 回定時株主総会において年額 200 百万円以内、監査役については平成 29 年 6 月 28 日開催の第 5 回定時株主総会において年額 20 百万円以内とする旨ご承認をいただいておりますが、当該報酬とは別枠で、ご承認をお願いするものであります。

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること、また、適正な監査に対する意識を高めること等を目的とするものであります。

#### 2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

#### 3. 本株主総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 25,000 株を上限とする

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権の目的たる株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

250 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。ただし、前項(1)に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式の発行又は自己株式の処分のための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は自己株式の処分の効力発生日（会社法第 209 条第 1 項第 2 号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 2 年を経過した日より 8 年以内とする。

ただし、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。  
ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取り決め

本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(10) 新株予約権に関するその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、委任に基づき募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上